

# 「既存特定飲食提供施設」が飲食可能な喫煙可能室を設置する場合の届出手続き

## 1 対象となる飲食店

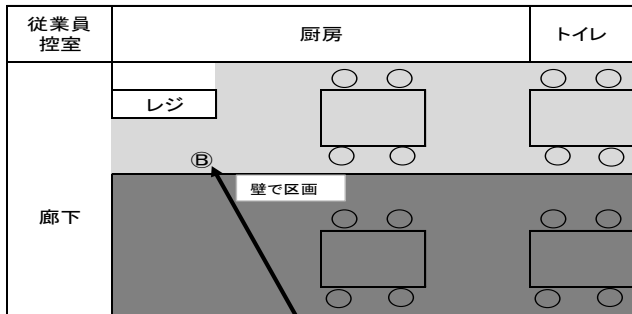
「既存特定飲食提供施設(※1)」が、建物内の全部、又は一部に「喫煙可能室」(飲食しながら喫煙することができる区域)を設置する場合、届出が必要となります。

(※1)「既存特定飲食提供施設」とは、次の①～③の全てを満たしている飲食店となります。

- ①2020年4月1日時点で、営業している飲食店であること
- ②資本金または出資の総額が5,000万円以下の飲食店であること  
(ただし、一の大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を有する場合や、大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を有する会社を除く)
- ③客席の部分の床面積が100㎡以下の飲食店であること

## 2 客席の床面積の考え方と喫煙可能室の設置について

(飲食店の一部を「喫煙可能室」とする場合)



出入口 ①

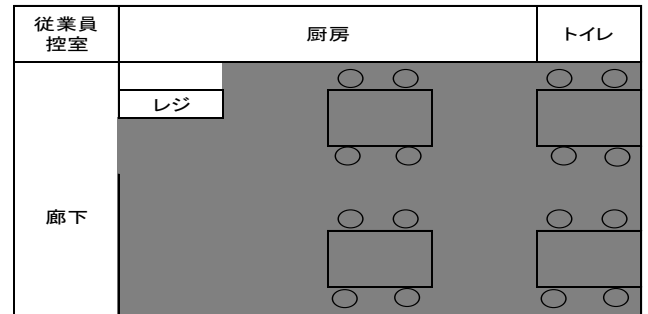
①店舗の入口に表示



②「喫煙可能室」の入り口に表示



(飲食店の全部を「喫煙可能室」とする場合)



出入口 ③

③店舗の入口に表示



「客席の床面積」とは、客に飲食させるために客に利用させる場所(店舗全体のうち、客席から明確に区分できる厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員専用スペース等を除いた部分)となります。

(客席: 、喫煙可能室(喫煙区域): )

「喫煙可能室」を設置する場合、見えやすい場所にわかりやすい標識の掲示が必要です。

【飲食店の一部に「喫煙可能室」を設置する場合】

飲食店の入口(図①)及び「喫煙可能室」の入口(図②)に表示

【飲食店の全部を「喫煙可能室」とする場合】

飲食店の入口(図③)に表示

標識のダウンロードは国のホームページから

厚生労働省 受動喫煙 標識一覧 [検索](#)

「喫煙可能室」に20歳未満の者(客・従業員とも)を立ち入らせないようにしてください。

「喫煙可能室」を設置した場合、次の基準をすべて満たす必要があります。

【飲食店の全部を「喫煙可能室」とする場合】

たばこの煙が室内から室外へ流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること

【飲食店の一部に「喫煙可能室」を設置する場合】

出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2m毎秒以上であること

たばこの煙が室内から室外へ流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること

たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること

### 3 届出について

「既存特定飲食提供施設」の対象となる飲食店のうち、「喫煙可能室」を設置する場合、届出が必要です。  
施設管理権原者(※2)(または施設管理者(※3))は、次の書類を作成し、長崎市役所 健康づくり課へ提出してください。  
(※2)施設における望まない受動喫煙防止の取組について、その方針の判断、決定を行う立場にある者。  
例えば当該義務の履行に必要な施設の設備の改修等を適法に行うことができる権原を有する者。  
(※3)事実上、現場の管理を行っている者。

#### ①「喫煙可能室」を設置する場合

「喫煙可能室設置施設届出書」を一部、長崎市役所 健康づくり課へ直接持参いただくか、郵送(※4)してください。  
届出書は、長崎市健康づくり課にて受領し、控え(受領押印した写し)を返却します。

#### 【届出の内容】

店舗の名称及び所在地、鉄道に店舗が所在する場合は車両番号その他識別するための文字・番号・記号その他の符号等、施設管理権原者の氏名及び住所(法人にあっては管理権原者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

#### 【その他留意点】

飲食店では「既存特定飲食提供施設」の要件に係る次の書類を備え、保存してください。

- ①客席部分の床面積に係る資料(客席面積がわかる店舗図面等)
- ②会社が経営している場合には、資本金の額又は出資の総額に係る資料  
(資本金額や出資総額が記載された登記、貸借対照表、決算書、企業パンフレット等)

#### ②届出事項に変更が生じた場合

「喫煙可能室設置施設変更届出書」を一部と変更の事実を証することができる書類を一部、長崎市役所 健康づくり課へ直接持参いただくか、郵送(※4)してください。  
届出書は、長崎市健康づくり課にて受領し、控え(受領押印した写し)を返却します。

#### ③「喫煙可能室」を廃止した場合

「喫煙可能室設置施設廃止届出書」を一部、長崎市役所 健康づくり課へ直接持参いただくか、郵送(※4)してください。  
届出書は、長崎市健康づくり課にて受領し、控え(受領押印した写し)を返却します。

#### 【廃止届出が必要となる場合(例)】

- 「既存特定飲食提供施設」の要件を満たさなくなった場合(店舗の廃止含)
- 事業の継続性がなくなった場合  
(例えば、居酒屋がキャバレーになった場合等、「設備を設けて飲食を提供する施設」であるものの、風営法上の許可を新たに取得又は廃止した場合)
- 経営者の同一性がなくなった場合  
(例えば、個人事業主が経営する店舗で、相続人等以外の者が承継した場合や、法人が経営する店舗で、別法人に事業譲渡した場合)
- 店舗の同一性がなくなった場合  
(例えば、店舗の新築、移築、移転や、客室部分の改築(建築物の一部につき、当該部分の主要構造部(壁・柱・床・はり・屋根・階段)の全てを除却し、造り直すこと)、大規模修繕・模様替え(建築物の主要構造部の1つにつき、その過半を工事すること)といったいわゆる大規模改装を行った場合)

(※4)郵送による届出される場合、控えの交付(受領押印した写し)を希望の際は、返信用封筒(返信住所を記載した定型封筒に84円切手を貼付)を同封してください。

受付窓口 〒850-8685 長崎市桜町2番22号 長崎市健康づくり課 電話:095-829-1154

※届出は、窓口への持参又は郵送のみの受付となります。

※届出書の様式は、長崎市ホームページ(たばこについて知りましょう! 検索)からダウンロードしていただくか、窓口で配布します。

※不明な点は、健康づくり課までお問い合わせください。